

米国環境保護庁
ワシントン D.C.20460

大気放射局

2012年6月14日

ディスプレイパートナーまたはその他関係者各位：

米国環境保護庁（EPA）は、添付のENERGY STAR®ディスプレイ基準バージョン6.0の最終草案およびENERGY STARディスプレイ試験方法の最終草案を公表する。EPAは、これまで時間と労力を費やし、本製品基準の策定に資する情報を提出してきた多くの関係者に対し感謝を述べたい。EPAは、2012年7月にディスプレイ基準バージョン6.0を確定させる予定であり、その場合において本基準は2013年4月に発効することになる。

提出されたすべての意見は本基準草案の改定に有用であった。ENERGY STARディスプレイ基準バージョン6.0の最終草案には、以下の第3草案からの変更が含まれている。

- **オンモード消費電力基準値**：本最終草案において、EPAは、3月6日付けの追加資料において提示した水準を維持することを提案しており、この基準値案は、費用効果的な価格の上位性能ディスプレイモデルを認識すると共に、主要な一般的サイズにおける高い適合率を反映したものである。**性能強化ディスプレイ**（enhanced-performance display）に関して、EPAは、許容値をオンモード消費電力要件の20%から30%に引き上げることを提案する。これは27”未満の性能強化ディスプレイを対象にするものであるが、より大型の製品がオンモード消費電力要件案を満たす機会を増やすことになる。EPAは、この追加許容値を、性能強化ディスプレイの定義を満たすディスプレイに与えることを提案する。
- **解像度**：標準よりも高い解像度の画像品質を提供する現在入手可能な製品を適切に考慮するために、今回EPAは、メガピクセル毎平方インチすなわち画素密度を、高解像度製品に対する許容方式の基礎に置くことを提案する。メガピクセルあたり6W以下の消費電力許容値は、平方インチあたり14,000ピクセルの解像度を有する機器に基づいて策定されている。このようなメガピクセル方法からの変更は、画面サイズに関して上限値と解像度を適切に関連付けると共に、許容値を解像度と画面面積の両方に関連付けている基準の全体的枠組みと一致する。これは、超高画素密度の製品に対して、第3草案に提案されていた許容値よりも若干大きな許容値を与えることになる。EPAは、解像度が特に大型製品において増加する可能性があるか、またどのように増加するのかを理解し、解像度の増加による消費電力への影響を判断するために、引き続き市場を注視する予定である。
- **電力管理**：電源を切らずにコンピュータとの接続を切られたときの、モニタの電力管理動作に関する関係者の意見によると、現在市販されているモニタのほとんどが、ホストとの接続を切られた後、スリープモードに移行する。そのためEPAは、この電力管理特性を、すべてのENERGY STAR適合コンピュータモニタに求めることを提案する。

- **データおよびネットワーク能力に関するスリープモード消費電力許容値**：標準的な物理層の消費電力への配慮を求める関係者意見に応じて、EPAは、ギガビットイーサネットに対する電力許容値を0.5Wから1.0Wに引き上げ、ファストイーサネットについては0.1Wから0.2Wに引き上げた。そうすることにより、このようなネットワーク特性はスリープモードにおいて機能を継続できるようになると、EPAは理解している。
- **毒性および再利用性**：エネルギー消費効率を引き続き上位性能製品を選択する際の基礎とする一方で、EPAは、すべてを含めた製品性能が非適合製品と比較して確実に維持されるようにするために、適宜ENERGY STAR基準において製品性能の他の側面に関する特性に対処する。追加特性を含めることにより、ENERGY STARプログラムは、ラベルが、低品質のモデル、あるいは消費者や社会の幅広い関心に対応していない特性を有するモデルと関連付くことを回避するように努めており、そうすることによって市場におけるラベルの影響力を維持している。製品適合基準に毒性および再利用性の要件を含めることは、国際的な整合の妨げになるという多くの関係者の懸念に応じて、EPAは、代わりにこれら基準を米国市場に固有のENERGY STARディスプレイパートナーの責務に記載することを提案している。そのためEPAは、ディスプレイの適合基準から第3.7節の毒性および再利用性要件を削除した。さらに、意見に応じてEPAは、EU RoHSとの整合化がEPAの意図であること、また毒性および再利用性の要件が第三者認証の対象ではないことを、パートナーの責務に注記した。
- **試験方法**：エネルギー省（DOE）は、試験方法の草案4に対する追加説明や変更を含む、試験方法の最終草案を提示している。自動明るさ調節（ABC）機能を有効にしたすべての製品の試験は標準スペクトルのハロゲン反射鏡付きランプを使用して実施すること、被試験機器（UUT）のABCセンサーの中央から2フィート以内に試験室の内面が存在しないようにすること、1秒あたり1回以上の読み取り間隔において消費電力および力率の測定値を記録することを、DOEは提案している。

関係者は、2012年6月29日までに適合基準および試験方法の最終草案に対する意見を提供することが求められる。意見は電子メールにてdisplays@energystar.gov宛に送信してほしい。すべての意見は、意見提出者が自身の意見を非公開にすることを特に要求しない限り、ENERGY STAR基準策定ウェブサイトに掲載される。

EPA、業界、および他の関係者間における意見や情報の交換は、ENERGY STARの成功に不可欠である。ENERGY STARディスプレイ基準改定におけるEPAの取り組み状況を見たり、第1草案、第2草案、第3草案に対する関係者意見の概要を再検討したりする場合には、基準策定ウェブサイト (www.energystar.gov/RevisedSpecs) にて「Displays」をクリックすること。

本基準草案を検討いただき感謝する。適合基準に関して質問または懸念のある関係者は、直接EPAのVerena Radulovic (Radulovic.Verena@epa.gov) に連絡してほしい。試験方法に関して懸念のある関係者は、エネルギー省のAshley Armstrong (Ashley.Armstrong@ee.doe.gov) に連絡すること。

Best Regards,

Verena Radulovic
ENERGY STAR for Consumer Electronics

同封：

ENERGY STARディスプレイ基準バージョン6.0の最終草案

ENERGY STARディスプレイ試験方法の最終草案

パートナーの責務の草案